令和3年度取組への評価意見

令和4年5月30日 (公社) あおもり農業支援センター 青森県農地中間管理事業評価委員会

I 農地中間管理事業の更なる進展に向けた活動の強化項目

根のよう	現 状	評価意見
1 年度目標の設定やその実現に向けた具体的な活動計画の作成と実行		
(1)関係機関・団体の役割分担や時期を 捉えた具体的な取組がされているか。	令和3年度は、県、機構、農業会議、土地連に農協中央会を加えた5者で策定した「事業推進方策」に基づき、各機関・団体が役割分担した事業推進活動を展開した。 特に、9月から11月までを事業推進重点取組期間とし、事業活用の拡大が見込まれる大規模経営体や土地改良区等の対象に濃密な事業活用誘導を行った。	し、役割分担を明確化し、重点取組期間を 設定し、啓発活動を実施するなどの取組が 定着していることは評価できる。
(2)地域ごと・市町村ごとなどの現状を踏まえた分析に基づき、活動計画が設定され、連携した取組活動を着実に実行しているか。	計画を策定し、機構事業推進員と連携しなが	活動計画が設定され、地域機構推進員と連携した濃密な事業活用誘導が行われてい

視点	現状	評 価 意 見
2 市町村・農業委員会との連携 (農地利用最適化推進委員等の資質向上)		
(1)機構事業推進員は、市町村・農業委員会と連携した活動を着実に行っているか。	回し、市町村・農業委員会職員と重点取組事	の連携に努めていることは評価できる。今後、書面開催については ICT 技術を活用するなどして、コロナ禍であっても実効性が高い連携が図れるよう努めていただきた
る「人・農地プラン」の話し合いの主 導や農地の出し手・受け手の調整役とし	これまで農業会議等の研修会を通じて、農地利用最適化推進員等の資質向上が図られ、 集落において、耕作放棄地防止や担い手への 農地集積について問題意識を持って活動して いる委員は増えている。しかし、集落座談会 などの話合いの場における主導性や調整的役 割を発揮できる委員は依然として少ない。	活動している農地利用最適化推進員等が増えていることは好ましい。今後もより多くの委員等がその役割を発揮できるよう、県や農業会議と連携して、活動活性化の支

	 視	点	現状	評 価 意 見
3	基盤整備事業と	この連携強化		
(1			機構定例会(年4回)には、毎回、県農村整備課	
	.,,,,, _ ,		の担当者や土地連の農地集積専門担当が出席し、情	
			報交換を行っているとともに、県民局主催の事業推	
			進連絡会議には関係土地改良区職員が出席するな	
			ど、県段階・地方段階の両方で情報共有・連携体制	
	取られているた	j_{σ}°	が定着してきている。	
			その他、令和3年度は、コロナ禍の中、基盤整備	
			事業を予定している土地改良区の研修会等に延べ	
			14回呼ばれ、事業のPRと誘導を行った。	
(2	,		令和3年度の事業活用面積は、「農業競争力強化	
			基盤整備事業」が142ha、受益者負担が無く機構	
	機構事業活用	が円滑に行われ	事業を要件にしている「機構関連農地整備事業」が	
	ているか。		16 ha など、合計面積は188 ha であった。	
			これにより、過去8年間の受益面積に対する農地	
			中間管理事業の実施率は17.4%と前年より	図っていただきたい。
			0.9ポイント増加した。	
4	その他		機構法の改正に伴い、令和2年4月から借入・転	添付書類が増えるのは事務手続き簡略化
,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		貸を一括して行う契約に切替えており、事務手続き	
月	者が安心して	活用できる運営	の簡略化や契約までの期間短縮が図られた。	したもので、評価できる。今後とも利用者が
강	で善を進めている	うか。	なお、令和3年度途中から、トラブル発生を事前	安心して活用できるよう運営改善に努めて
			に防止する観点から、出し手と受け手の両者による	いただきたい。
			「土地附属物に関する確認書(ハウス・果樹等の土	
			地附属物が設置されている農地対象)」の添付を新	
			たにお願いした。	

視点	現状	評 価 意 見
(2)個人情報の漏洩や賃料の誤収	受け手農家が、賃料の口座引落手続きを行ってい	不適正な事案が発生したのは大変残念で
受等の不適正な事案が発生して	たにもかかわらず、機構で納入方法を修正せず、以	ある。今後こうした事態が発生しないよう事
いないか。	前のまま納入通知書を送付し賃料を2重で徴収し	務改善に努めていただきたい。
	た。受け手農家には事情を説明し、返還済みである。	
	今後は、新たな口座引落農家の追加・修正作業を	
	終了した後、納入通知書の必要な農家リストと突合	
	をするなどのチェック作業を行う。	
	賃料(物納)手数料について滞納があったことか	
	ら、納入通知書を再発行したが、出し手農家から納	
	入通知書に沿って複数回納入があり、過徴収となっ	
	た(2事例)。出し手農家には事情を説明し、返還	
	済みである。	
	今後は、出し手農家にきちんと連絡し、納入額を	
	理解させた上で、納入通知書の再発行が必要かどう	
	か判断する。なお、賃料(物納)手数料のみの徴収	
	は、少額のため口座振替手続きを進めていく。	

Ⅱ 総合評価

令和3年度の機構事業の実績は、コロナ禍や米の概算金が大幅に下落する中、前年対比10%減の1,756haとなり、前年対比で減少したことは残念である。

今後とも農地集積・集約化を進める上での課題を整理し、着実に解決の方向を定めていくことが重要である。このため、事業推進に当たっては、これまで培ってきた県、市町村・農業委員会、農業会議、土地連及び農協中央会との連携体制を生かしながら、地域ごとの実態に即した対応を進めていくとともに、地域の調整役となる農業委員・農地利用最適化推進委員の活動の活性化に向けた支援にも取り組んでいただきたい。